



「発達保障」「発達権」「学習権」論を練り直す視点（発達保障論の諸相と課題）

渡部, 昭男

(Citation)

障害者問題研究, 31(2):109-116

(Issue Date)

2003-08

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007707>



「発達保障」「発達権」「学習権」論を練り直す視点

渡 部 昭 男

(鳥取大学教育地域科学部)

要旨：「全面発達の理念」を平等論に加えて自由論にも位置づけ、「個人の自由や自己実現」の社会的保障の重要性を指摘している碓井敏正氏の哲学的な思索から、個々人の全面的に開かれた自由な発達を保障する方向で「発達保障」論を練り直す示唆を得ることができる。少年法の実分野では、服部朗氏が「発達権」を社会権と自由権からなる複合的な権利として提起している。日本国憲法第 26 条の「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」も、第 13 条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」の視点を加味して、一人ひとりの全面的に開かれた自由な発達の必要に応じた学習への権利として理解されるべきであろう。

キーワード：発達保障、発達権、学習権、自由論・平等論、自由権・社会権

本稿では、「発達保障」論、「発達権」論、「学習権」論を今日的に練り直す視点を探る。

筆者はかつて『障害者問題研究』編集委員会の勉強会（2000 年 10 月 1 日）において、「碓井敏正氏の『自由論、平等論、正義論』の紹介——『発達保障』の検討に向けて」と題する話題提供を行ったことがある。本稿の出発点はそこにあるので、まずその内容から紹介したい。

1 「発達保障」論の練り直し

——碓井敏正氏の思索からの示唆

(1) 「全面発達の理念」の「自由論」への位置づけ

世紀転換期を迎え、全国障害者問題研究会（以下、全障研）として 21 世紀に向けて「発達保障」論をどのように発展的に継承するのか、真剣な議論が必要であると筆者自身が感じていた。そのようなときに目にしたのが、碓井敏正氏の①『自由・平等・社会主義』（文理閣、1994 年）、②『日本的平等主義と能力主義、競

争原理——新たな連帯は可能か？』（法政出版、1997 年）、③『現代正義論』（青木書店、1998 年）であった。

たとえば、文献②の「第二部・リベラリズムと社会主義 第一章・市場と計画の哲学的諸問題——既存社会主義の崩壊から何を学ぶか」において、「全面的発達というイデオロギー」と題する節がある。その中に、以下のような文章がある。

「人間の全面発達という理念は、それ自体は積極的な意味を有するとしても、社会主義の基本コンセプトからは除外されねばならないであろう。この種の理想主義的理念は、社会主義体制下の人間に無理な課題を押し付けることになりやすいのである。もともと個性的自己発達の概念はドイツロマン主義の基本理念であるが、それは個人の目標にとどめられるべきであり（ミルの『自由論』における個性論のように）、社会的目標とされるべきものではない。人間の全面発達は、社会主義体制がもたらす生活のゆとりが、結果的に個人の生活にもたらすべき問題なのである。」²⁾

碓井氏は、全障研においては「平等論」の視点から論じることの多い「全面発達」を、「自由論」に位置づけている。その立場は、たとえば以下に引用するように、すでに文献①において明確にされている。

「ところで重要なことは、全面発達の理念は、自由や個性の観念とは密接に関連するが、平等とは直接関連するものではない、という点である。各人の能力は、自由^に伸ばされるのであって、平等に伸ばされるわけではない。平等とは、もともと他者との比較を前提とする概念^なのに対して、人間の全面発達の理念は、固体内^に在^る概念^なのである。」³⁾ (傍点は原文)

しかも、「全面発達の理念」を「自由論」に位置づけて捉えることは、碓井氏がそうであるというよりも、碓井氏が考察の対象としているマルクス・エンゲルスの思想自体に由来するという。すなわち、マルクス・エンゲルスは画一的な平等論に否定的であり、共産主義を「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような一つの共同社会」とか「真の自由の国」と捉えていたのであった⁴⁾。

「自由論」に位置づいた「全面発達」のイメージは、全面的に平等に伸ばされるというものではなく、全面的に開かれた自由で個性的な自己発達というものとなろう。この点は、「発達保障」論を練り直す上で再認識されてよい。

(2) 「自由論」と「平等論」の新たな統一的把握

ただし、「理想主義的議論」と異なるのは、自由で個性的な「全面発達」を現実化する社会制度や社会的保障の問題を欠落させていないことである。以下に紹介するように、マルクス・エンゲルスの「自由論」は本質的に「社会的性格」をもつという。

「権力の不干渉を主眼とする市民的自由は資本の自由な活動を許すことにより、結果的に、人間の支配を超えた社会的諸力を肥大化させたのである。そして市民的自由（その理論的前提である行動の自由も）は、本質的に個人的な性

格をもっていた。これにたいしてマルクス、エンゲルスの自由論は本質的に社会的性格をもつ。個人の力によっては、社会的諸力をコントロールできないことは言うまでもないであろう。諸個人が社会的諸力を自己の支配下におくことは、『人々の共同なしにはできない相談である。共同こそが個人がその素質をあらゆる方向へ伸ばす方便なのである。したがって共同においてこそ人間的自由は可能となる。』⁵⁾

さらに、碓井氏は次のように続けている。

「しかしこのことは、自由が社会の問題に解消されるということの意味しない。むしろ逆である。マルクスは、生産力の発展とその意識的、計画的コントロールは、本当の自由の実現のための一つの歴史的段階にすぎないと考えていた。(中略) 物質的諸条件に保証されて、個人がその能力を十分に発揮できる状態こそ自由であるとするならば（われわれはこれを自己実現の自由と呼ぼう）、すでにみたエンゲルスの定義した自由（われわれはこれを必然性の洞察としての自由と呼ぼう）は、自己実現の自由の前提条件となることが分かるであろう。言い換えるならば、合理的認識によって、自然と社会を集团的にコントロールすることは、人間が個人として、自由^にその時間を消費し、好むところをおこなうために必要な前提条件であるというわけである。」⁶⁾ (傍点は原文)

「前面発達」を現実化する社会の在り方や集团的・共同的コントロールという視点は、「発達保障」論が発達を侵害したり部分的に押しとどめる社会の在り方を一貫して問題としてきたことや「全面発達」と「個人の系・集団の系・社会体制の系」の関連を問うてきた意義を再確認させてくれる。同時に、個人の「自己実現の自由」の問題を社会や集団の問題に埋没させまいとする碓井氏の思索は、「発達保障」論においても、個人の「自己実現の自由」をあらためて大切に位置づけ直す作業を要請していよう。

なお、誤解のないように補足するが、碓井氏の文献①におけるこれらの記述は「平等論の新

しい地平」を切り拓かんとする意図の下にあり、「近代民主主義の基本的前提となっているのは、人間の基本的平等という理念であり、人間の平等という理念を踏まえずに、自由を論じることとはできない。つまり平等は民主主義や自由の根本条件となっているのである」⁵⁾とも述べている。すなわち、「自由論」と「平等論」の新たな統一的関係を構築するための思索がなされているのである。

(3) 「個人の自由や自己実現」の社会的保障

「自己実現の自由」という課題意識は、「現代正義論」をテーマとした文献③では、どのように発展させられているのであろうか。

碓井氏は、「善と正義」を区別して、「正義の限界」を以下のように述べている。

「正義の独走を許さないために、まず最初に踏まえておくべきは、善と正義の区別であろう。ところで近代個人主義の立場では、善とはまず何よりも個人の選択する善である。一方、正義とは社会経営のルールにかかわる概念である。さまざまな価値観に基づく個々人の多様な選択は、社会的ルールの枠内でなされねばならないが、そのことは正義が個人の価値的選択を指示することを意味しない。むしろ、善の基準が多様であり、各人がそれぞれ善と信じるところにしがたって自己表現することが、社会をより生彩に富んだものとするのである。」⁷⁾

碓井氏は「正義はさまざまなライフスタイルを万人に保障する、社会的ルールと解されるべきなのである」⁸⁾としている。そして、文献③の「おわりに」においては、「社会主義的正義論」を展望して以下のようにまとめている。

「ところで自由や自己実現（それは各人が自己の価値観にもとづいて選ぶ自由や自己実現であって、いうまでもなく当局によって解釈されたものではない）が、社会主義の第一の課題あるならば、社会主義的正義論は自由や自己実現を実現することとの関係で定義されることになり、その点で限定的な性格を帯びることになる

であろう。／具体的には、各人の自由や自己実現を社会的に保障すること、またそのための公平な条件がどのようなものであるのか、そして自由や自己実現の社会的制約がどの点にあるのか、とりわけ市場経済との関連を分析することが、社会主義的正義論の重要な課題となるであろう。」⁹⁾

碓井氏のようにギリギリまで「個人の自由や自己実現」にこだわる社会的保障の視点は、「発達保障」論を、従来ともすると保護的にとらえられがちであった障害児者・子ども・高齢者等だけでなく、権利行使主体としてのより広範な人々（地球上のすべての人間）を組み入れて練り直す上で貴重である¹⁰⁾。

周知のように、糸賀一雄氏は『福祉の思想』の中において、「この子らはどんなに重い障害をもっている、だれととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものなのである」「この子らが、うまれながらにしてもっている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのである」というように、「発達保障」を「個性的な自己実現」との関わりで述べていた¹¹⁾。田中昌人氏もまた、「発達保障という思想を、われわれ自身に必要なものとして生み出していくことができた。それは人間が自己実現の歴史の中で、新しい権利を打立てていかなければならない義務を果たしていく一環として位置づく。社会保障や教育をさらに根底から成り立たしめるために生まれてきた権利保障の思想である」と、「人間の自己実現」との関連で「発達保障」を述べていた¹²⁾。

とはいえ、個人や人間の「自己実現」や自由の問題を、全障研としてこれまで十分には発展させられなかった観を否認しない。

2 「発達権」論の練り直し

——服部朗氏の論考からの示唆

(1) 清水寛氏の「生存＝発達権」論の特徴

全障研の規約には、その制定から今日まで多

少の字句の修正はあったものの、会の目的として「障害者の権利を守り、発達を保障する」ことが掲げられてきた。このように、「発達保障」は全障研の結成当初から「権利保障」と密接不可分に位置づけられてきた。その際、侵害された既得・既存の権利を守るというスタンスのみではなく、新たに「発達権」を構築していくことが追究された。清水寛氏は全障研結成時からこの課題を意識的に進めてきた代表的存在であるが、氏の「生存＝発達権」論¹³⁾の最大の特徴は、その表記からも明らかなように、「発達権」を「平等論」および「生存権」との関連において提起したことであった。

清水氏は、「生存＝発達権保障の基本的な内容・課題」として挙げた3点の第一に、「人権の無差別平等性の実証——能力による差別の廃絶をめざす思想として」を掲げて、「発達権」と日本国憲法第14条（法の下での平等）との関連を位置づけている。

「周知のように、日本国憲法は、その第14条において、『すべて国民は、……人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』と規定している。しかし、法文には『能力により』という事項がない。そのことをもって、あたかも、『能力による差別』は容認されうるかのごとく解釈する立場がある。そこには、『能力』の優劣は、いわば『自然的不平等』にほかならず、“権利は能力に応じてある”という考え方が横たわっている。／発達権保障の思想に立つ発達保障のとりくみは、それが誤りであることを、障害発生の原因、障害者の人間としての発達の可能性、共通性、障害者差別と国民全体の権利侵害との関係等を明らかにすることを通して、実証しつつある。／発達権保障の思想は、憲法の『法の下での平等』の原理に依拠しつつ、さらに、その原理自体に豊かな実質を与え、人権の無差別平等性を、事実に基づき、実践的、科学的に論証してゆく課題をもっているのである。』¹⁴⁾

続いて、第二に『「生存権」概念の拡充・変革——基本的人権の内容を限りなく豊かに創造していく思想として』を掲げ、「発達権」と日本国憲法第25条（生存権）および前文（平和のうちに生存する権利）との関連を位置づけている。

「すなわち、発達権保障思想とは、人間の“生存”を“発達”という観点からとらえ直すことによって、いわゆる『生存権』を、単に、『最低の文化的生活を営む権利』としてではなく、いわば、“各人が集団として、個人として、主権者としての力量を全面的に発揮して生きていく権利”“全面発達をめざして生きてゆく権利”へと発展させ、『すべての人類』に『恐怖と窮乏から免れ、平和のうちに生存する権利』（憲法前文）を実現していこうとする思想なのである。／障害の重い人々をふくめすべての障害者に、主権者として生きていくために必要な諸権利を、発達権保障という立場から統一的に結合し、実現していくことは、国民全体の『生存権』そのものを根底から拡充、変革していくことにつながる全国民的課題である。』¹⁵⁾

清水氏の「生存＝発達権」論は、1970～80年代における教育法学の展開と「発達権」「学習権」論の構築に、「平等論」や「社会権」からのアプローチとして大きな寄与をなした。そうして、「発達権」「学習権」論は「学習する権利」「成長・発達する権利」として第二次家永教科書検定訴訟東京地裁判決（1970年7月17日、いわゆる杉本判決）、「学習し発達する権利」として高校入試不合格処分取消訴訟神戸地裁判決（1992年3月13日）などで司法判断においても採用され、具体的な子どもの権利救済の実を上げてきた。

（2）少年法分野における「成長発達権」論の発展——服部朗氏の成果に学ぶ

日本の「子どもの権利条約」批准（1994年）以降の1990年代後半から今日、それまでの「発達権」論を積極的に発展させる努力を行っ

て注目されるのは、少年法分野における「成長発達権」論の展開であろう。

たとえば服部朗氏は、「成長発達権の生成」と題する83頁にも及ぶ論文において、「成長発達権の用例とその分類」「判例にあらわれた成長発達権」「成長発達権の権利性」「発達心理学における『発達』の意義」「子どもの権利条約と成長発達権」を述べた上で、「発達権」を当下面以下のように定義することができるとしている。

「誕生から死に至るまでの人間のライフ・サイクルの各々の発達段階において、人間がその能力を伸ばし、社会との関係を形成・発展させながら生きていく上で必要な物質的、環境的、経済的、および社会的諸条件の整備を求め、かつ、発達を阻害するものの排除を求める、社会権と自由権からなる複合的な権利であり、とりわけ諸能力の伸長および社会的な関係の形成が大きな発達課題である子ども期にあっては、子どもの諸権利の基幹となる最も重要な権利であるとともに、諸権利の内容を子どもにそくして展開していく指針的役割をもつものである。」¹⁶⁾

そして、表1のような「発達権の法的根拠」の分類を踏まえた上で、「発達権」の法的根拠を日本国憲法第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）、同、第25条（生存権、国の生存権保障義務）、「子どもの権利条約」第6条（第1項「締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める」、第2項「締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する」）および前文（人格の完全なかつ調和のとれた発達）にあると述べている。

詳細は服部氏の論文に譲るとして、ここで特に注目したいのは、子ども期のみでなく生涯にわたる人間の「発達権」を「社会権と自由権からなる複合的な権利」と見なした点である。「発達権」に「自由権」を位置づけて「社会権」と統一的に把握する視点は、全障研でも学び直す必要があるだろう。

表1 「発達権の法的根拠」の8分類

憲法第14条（法の下での平等）・25条1項（生存権）・26条1項（教育を受ける権利）……清水寛
憲法25条1項・26条1項……一番ヶ瀬康子、日弁連
憲法26条1項・27条1項（勤労の権利）……飯野節夫、牧 征名
憲法26条1項……永井憲一
憲法13条後段（生命・自由・幸福追求権の尊重）・25条1項・26条1項……堀尾輝久
憲法13条後段・26条1項……兼子仁、第一東京弁護士会
憲法13条前段（個人の尊重）・子どもの権利条約6条……福田雅章、山口直也
憲法23条（学問の自由）・13～22条（「国民の権利及び義務」の総体）・25条2項（国の生存権保障義務）・26条1項・27条1項……勝野充行

服部朗（2002）「成長発達権の生成」、p.158の分類を一部順番を入れ替え、補足して表記した。

なお、ここでは日本国内の権利生成について述べたものであり、田中昌人氏の言う世界的な視野での自由権・社会権に続くものとしての「発達権」の提起や、国際社会における第三世代の人権としての「The Right to Development」の提唱などの次元¹⁷⁾とは異なるレベルでの議論に留めていることを断っておきたい。

3 「学習権」論の練り直し

——「発達の必要」とのかかわりで

（1）個々人の全面的に開かれた自由な発達の必要に応じる学習保障への権利

次に、日本国憲法第26条の「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」に関して、清水寛氏が権利の無差別平等性の保障を意図した「ひとしく」に力点を置いて、「能力に応じて」は「ひとしく」権利を保障することを実質化するための不可欠の補充規定であり、「その発達に必要なかつ適切な」ないし「発達の必要に応じて」の意味で解釈されるべきであるとした¹⁸⁾ことは画期的であった。そのことによって、日本国憲法第26条の歴史的本質は「能力」以外の事由によっては差別されないという近代の原理＝「能力」差別を容認する制約的な「能力」規定であるにもかかわらず、権利の実質的保障＝「発達の必要」に基づく教育を全ての子

どもに具現しようとする方向を示していたと思う。

昨今注目されている個々のニーズに応じる教育（障害児等に関する「特別なニーズ教育」を含む）が、あたかも1994年のサラマンカ宣言等の国際的動向に由来するように説明されることがあるが、個々の「発達の必要」に応じる「学習権」論として1970年代から国内的にも蓄積されてきたことを見過ごしてはならない。

ところで、服部氏は「憲法26条の学習権は、発達権の根拠というよりも、発達権から派生する権利のひとつとみるのが正しい」¹⁹⁾として、日本国憲法第26条を「発達権」の法的根拠からは外している。むしろ、子ども期においては1994年に批准された「子どもの権利条約」をも根拠とした上で、「発達権」の方を「基幹となる最も重要な権利」「諸権利の内容を子どもにそくして展開していく指針的役割をもつ」と位置づけている。このように位置づけ直してみると、日本国憲法第26条は「発達権」の法的根拠ともされている第13条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」の視点を加味して、一人ひとりの全面的に開かれた自由な発達の必要に応じる学習保障への権利として理解されるべきであろう。

このことに関わって、いじめ・不登校など学校教育が子どもの権利侵害を引き起こしたり不適応を招くことが危惧される日本の現状に照らして、学校教育法で言う一条校に「通学しない自由」「就学しない自由」を含めて「学習権」論を練り直す必要はすでに別稿で指摘したとおりである²⁰⁾。たとえば、佐藤幸治氏が「26条に保障する『教育を受ける権利』とは、国民が『幸福追求権』の一環として教育の自由を有することを前提に、国に対して合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利である」²¹⁾と述べているように、第13条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」などに照らして「教育を受ける権利」の実質的保障を侵害するような「教

育」＝「発達の必要」にそくしていない「教育」を回避する自由や改善を要求する権利も組み込んでいかなければなるまい。また、このことは「子ども権利条約」が成人と同様の自由権（表現の自由、思想・良心および宗教の自由など）を子どもに承認したこととも深く関わっている。

（2）「心身の発達に応じて行われる普通教育」保障と学籍問題の一元的解決

最後に、田中昌人氏が「心身の発達に応じて行われる普通教育」を保障する視点から、障害がある場合の学籍もまずすべての児童・生徒と同じ学籍に一元化し、その上で特別なケアを保障する上で必要な教育機関にも重ねて置く、ないしは適切な財政措置を講ずることを提案している²²⁾ことに触れたい。

田中氏は、学校教育法の小学校・中学校・高等学校における普通教育の目的規定に「心身の発達に応じて」という文言があることに着目して、以下のように述べている。

「すべての人間には、あらわれは一様でなく個性豊かですが、それを成り立たせる本質において、発達の原動力の生成などにみるように、人間になっていく共通の発達の営みがあります。適切な教育がその営みを豊かにしていきます。障害が重くても生存している限り、発達の本質的な営みが存在しない人間はいません。『心身の発達に応じて』行われる『普通教育』は、何よりも基本的に、この発達の本質的な営みに教育的発達の源泉を教育的に組織して働きかけ、社会参加を保障する教育であるという性格を持ちます。」²³⁾

個性豊かな人間における「普遍性」にまずは視点を当てて、普通教育における学籍の一元的解決を提言している。しかし、それを盲・聾・養護学校や障害児学級等を廃止する主張を利するものと誤解してはいけない。

「こうした営みに焦点をあわせた教育を受けることと、発達障害を含めて障害のある場合等

に特別なケアを受けることが、一人の人間の教育を受ける権利として統一して保障されていかなければなりません²⁴⁾。

重複登録などの工夫も含めて、一人ひとりの必要に応じて「特別なケア」を併せて保障することなのである。ここには普遍性と「一人の人間」の個性性を統一的に位置づけつつ学籍問題を解決していこうとする方向性が読みとれる。

このことに関連して、筆者は、「学校（教育）選択の自由」が「自由」という名の下に実は「あれか、これか」の択一的な「貧しい選択」に陥っていることを批判し、個々人の「発達の必要」に基づく複数の教育サービスおよび関連諸サービスを総合的に保障する展望において「学籍一元化・重複登録システム」を別稿で具体的に提案している²⁵⁾。検討を乞うしだいである。

「自由論」には昨今の「規制緩和」「自己責任」政策のような部類も含まれている。したがって、全障研が「発達保障」「発達権」「学習権」を「平等論」や「社会権」に重きを置いて論じてきたその意義を踏まえた上で、正当に継承すべき「自由論」「自由権」の視点を統一的に把握してさらに練り上げることが期待されよう。

注

- 1) 碓井敏正氏は1946年生まれ、京都大学大学院文学研究科博士課程哲学専攻を1974年に修了し、現職は京都橘女子大学教授、専門領域は現代社会哲学・西洋近世哲学である。なお、「発達保障」論を練り直す上で、竹内章郎氏（岐阜大学地域科学部教授）の思索も踏まえる必要を筆者は感じているが、今回は果たせなかった。
- 2) 碓井敏正（1997）『日本の平等主義と能力主義、競争原理——新たな連帯は可能か？』法政出版、pp.147-148。
- 3) 碓井敏正（1994）『自由・平等・社会主義』文理閣、p.106。
- 4) 同上、p.105。
- 5) 同上、p.206。
- 6) 同上、p.207。
- 7) 碓井敏正（1998）『現代正義論』青木書店、pp.70-71。
- 8) 同上、p.71。
- 9) 同上、p.188。
- 10) 練り直しに際して押さえておくべき「発達保障」論をめぐる諸論のレビューは、たとえば、村上美奈子（2000）「発達保障論批判の諸相」『研究室紀要（東京大学大学院教育学研究科教育学研究室）』第26号、pp.73-78。それには取り上げられていないが、福島智（1991）『「発達の保障」と「幸福の保障」——障害児教育における「発達保障論」の再検討』『教育科学研究（東京都立大学教育学研究室）』第10号、pp.55-63、も貴重な視点を提示している。
- 11) 糸賀一雄（1968）「7 発達保障の考え方」『福祉の思想』日本放送出版協会、p.177。ここでいう「この子」とは、『人間』という抽象的な概念でなく、『この子』という生きた生命、個性のあるこの子なのである（同、p.175）。なお、田中昌人氏はこうした糸賀氏の思想を「実存的発達保障論」として特徴づけている（田中昌人〔1996〕「発達保障論の経緯と国際的動向」『消シテハナラヌ世ノ光——近江学園創立50周年記念誌』滋賀県立近江学園、pp.88-112、田中昌人〔1997〕「全障研の結成と私の発達保障論」『全障研30年史』全国障害者問題研究会出版部、p.446）。
- 12) 田中昌人（1965）「発達保障思想の息吹き」『近江学園年報』第11号、p.373、（前掲11）「全障研の結成と私の発達保障論」p.495より引用。なお田中昌人（1980）『人間発達の科学』青木書店p.20にも加筆収録されている。氏は、こうした研究部の歩みを「科学的発達保障論」の構築を目指した営みとして特徴づけている（「全障研の結成と私の発達保障論」p.446）。
- 13) 多数の著作・論文があるが、集約されたものとしては、清水寛（1981）『発達保障思想の形成——障害児教育の史的探究』青木書店。
- 14) 同上、pp.319-320。
- 15) 同上、p.320。
- 16) 服部朗（2002）「成長発達権の生成」『愛知学院大学論叢 法学研究』第44巻第1・2号、p.198。

- 17) 前掲「全障研の結成と私の発達保障論」pp. 503-504, 前掲「発達保障論の経緯と国際的動向」, 田中昌人 (2001)「2050年迄の発達保障の前提と課題に関するミレニアム考」(「発達保障研究集会」自由研究発表資料), 田中昌人 (2001)「平和・安全・発達保障の応用心理学を目指して——2050年迄の応用心理学の前提と課題に関するミレニアム考」『応用心理学研究』第27巻第2号, pp.1-16. 余談になるが, 田中氏は「発達権」「発達基本権」「発達への権利」と「発達保障権」「発達保障基本権」「発達保障への権利」を区別して用いている向きがあり(「全障研の結成と私の発達保障論」p.504, p. 526), さらなる展開を期待したい。なお, 筆者も簡潔に留まるものではあるが, 「発達・発展・開発の権利」に関して別に言及している(渡部昭男 [1993]「発達権」『教育法学辞典』学陽書房, pp.488-490)。
- 18) 清水寛 (1969)「わが国における障害児の『教育を受ける権利』の歴史」『教育学研究』第36巻第1号, 同 (1972)「障害児の『生存と教育』の権利——発達権保障の立場から」『日本教育法学会年報』第1号(教育権保障の理論と実態)など。
- 19) 前掲「成長発達権の生成」p.198.
- 20) 渡部昭男 (2002)「長欠・不登校児者を含めたビジティング教育」『障害者問題研究』第30巻第1号, 渡部昭男 (2002)「評価論への法規範的アプローチ」『日本教育行政学会年報』第28号(教育行政と評価)。
- 21) 佐藤幸治 (1995)『現代法律学講座 憲法 [第三版]』青林書院, p.626.
- 22) 田中昌人 (2002)「障害のあるすべての人びとと創る21世紀の人間教育(上)(下)」『前衛』第747号, pp.204-216, 第748号, pp.217-229.
- 23) 同上(下), p.223.
- 24) 同上(下), p.225.
- 25) 渡部昭男 (2003)「自治体の多様性を踏まえた『特別支援教育』への法改正試案」日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会自治体研究班編『「特別支援教育」への転換——自治体の模索と試み』クリエイツかもがわ, なお, 「貧しい選択」については, 渡部昭男 (1995)『障害児の就学・進学ガイドブック』青木書店において論じた。

Viewpoints for revising the concepts of “guaranteed development,” “right to development,” and “right to learn”

WATANABE Akio (*Tottori University*)

Based on the philosophical concept of Professor USUI Toshimasa that “the idea of full development” should be discussed not only from the viewpoint of equality but also of freedom and that social security for “freedom of individuals and self-realization” is important, we can revise the concept of “guaranteed development” to “guaranteed full and free development of individuals.” In the area of juvenile law, Professor HATTORI Akira has proposed that the “human right to development” is a complex array of social rights and liberal rights. “The right to receive an equal education corresponding to ability” described in Article 26 of the Constitution of Japan should also be understood as the right to learn corresponding to the need for full and free development of individuals, from the standpoint of “respect for individuals and consideration of the right to life, liberty, and the pursuit of happiness” guaranteed in Article 13.

Key words: guaranteed development, right to development, right to learn, idea of freedom and equality, liberal rights (civil liberties) and social rights